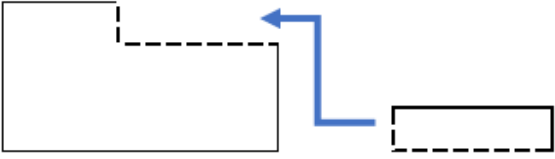
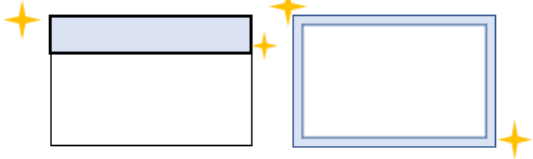


第 237 回：修繕費と資本的支出とは

「全額経費にするつもりで修繕したのに、資産になってしまって節税ができない」というケースを耳にしたことはありませんか。修繕の支出でも経費（修繕費）になるか資産（資本的支出）になるかで税務上の処理が変わります。今回は修繕費と資本的支出の違いと判断基準をご説明します。

■修繕費と資本的支出の違い

修繕費、資本的支出には、下表のような違いがあります。

修繕費	資本的支出
資産を「現在状態のまま持続する」、「元々の状態に戻す」ための支出	資産の「機能を向上する」「耐久性を増す」ための支出
イメージ図： 	イメージ図： 
壊れたものを直す	付け足す or 強くする
税務上、支出時に全額が経費となる	税務上、資産として扱われ、その資産の耐用年数に応じて減価償却して経費に落としていく
例： ・賃貸物件を退去したとき請求された原状回復費用 ・機械が故障したので修理した費用 ・事務機器のメンテナンス費用 ・車検の費用(パーツを追加したものはなし) ・法改正に対応するためのソフトウェアアップデート	例： ・部屋を借りて、内装を新しくするための費用 ・建物に新しく非常用階段を取り付けた費用 ・機械が故障したので、高度な性能の部品に付け替えた費用 ・ソフトウェアへの新たな機能の追加 ・システムキッチンの取り替え

利益が出るときに、修繕費としてかかった費用の全額を経費とする方は利益が少なくなり、税額が減ることになるため、節税効果があります。資産を修理する際、修繕費とすべきか、資本的支出とすべきかを判断することが必要です。

■判断基準

「元々の状態に戻す」か「機能を向上する」か、といっても、両方の意味合いのある支出もあれば、どちらとも判断がつかないこともあります。その場合、下記のフローチャートを活用して、ある程度判定することができます。

修繕費と資本的支出の判定フローチャート



※1 ①、②のいずれかに該当する場合、資本的支出が含まれている場合でも全額を修繕費とすることができます。(法人税基本通達 7-8-3)

- ① 一回の修理や改良にかかった費用が **20万円未満**の場合
- ② おおむね **3年以内**の周期で修理や改良がおこなわれている場合

※2 修繕費か資本的支出か明らかでないものは、以下の部分についてどちらかを修繕費とすることができます。(法人税基本通達 7-8-4)

- ・ **60万円未満**の部分の金額。
- ・ 前期末取得価額のおおむね **10%以下**の金額

例：前期末取得価額が **2,000万円**の建物の修理に **150万円**を支払った場合、**60万円未満**ではないが、前期末取得価額 **2,000万円**の **10%** ($2,000万円 \times 10\% = 200万円$) 以下のため、全額 **150万円**を修繕費とすることができる。

※3 フローチャートの⑤で修繕費か資本的支出か明らかでない場合、継続することを要件に、支出額の **3割**と前期末取得価額の **10%**のうち、少ない方の金額を修繕費とすることができます。(法人税基本通達 7-8-5)

例：前期末取得価額が **1,000万円**の建物の修理に **150万円**を支払った場合、下記のように少ない方 **45万円**を修繕費とすることができます。

前期末取得価額の 10% $1,000万円 \times 10\% = 100万円$	>	支出額の 3割 $150万円 \times 0.3 = 45万円$
--	---	---

上記の他にも、資本的支出と修繕費の区分の特例がございます。詳しくは国税庁ホームページ（国税庁「資本的支出と修繕費」 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/07/07_08.htm）をご覧ください。

修繕費と資本的支出を簡単に説明させて頂きました。修理、修繕を行う際には、その内容によって修繕費とすべきか、資本的支出とすべきかを迷う時に、当事務所までお気軽にお問合せ下さい！